神奈川運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年3月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社宮島運輸(法人番号:9020001004551) 代表者 宮島 秀晴
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市港南区笹下1-5-9 (本社営業所) 神奈川県横浜市港南区笹下1-5-9
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和7年1月23日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点
	当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

埼玉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年3月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	大和観光バス有限会社(法人番号:6030002097893) 代表者 大澤 和晃
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2960-1 (本社営業所) 埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川2960-1
(4) 行政処分等の内容	文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和7年1月14日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点
	当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

埼玉運輸支局 自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年3月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 富士見観光(法人番号:9030002063587) 代表者 田中 廣明
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県富士見市水谷東1-1-3 (本社営業所) 埼玉県富士見市水谷東1-1-3
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業 者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第3項
(6) 違反行為の概要	令和6年12月23日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第6項)、(3)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点
	当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年3月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社 優月 (法人番号:1030002121864) 代表者 新井 達
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県秩父市久那3605-2 (本社営業所) 埼玉県秩父市久那3606-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 110日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年8月9日及び令和6年8月20日、定期的な監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(5)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 11点
	当該事業者の累積点数 11点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年3月11日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社 東陽 (法人番号:6011701005446) 代表者 原 淑泰
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江戸川区中葛西4-16-22 (本社営業所) 東京都江戸川区中葛西4-16-22
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 70日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月3日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第1項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点
	当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)